

Forestry Insurance

2023.6

No. 31

森林保険だより



九州百名山、対馬の霊峰白嶽山頂より浅茅湾を望む（撮影／田中 さゆり 長崎県森林組合連合会）

- ◆ 森林保険商品改定のお知らせ（令和6年4月以降適用） 2
- ◆ 長崎県森林組合連合会 立て続けに発生する気象災害に、迅速に対応できる体制を
～ICT化を推進し、安全で効率的に損害調査～ 4
- ◆ 研究者からのたより 液体窒素を利用した樹木の保存研究 5
- ◆ 保険金をお支払いした災害の事例（水害・干害・風害） 6
- ◆ 「森林保険チャンネル」を開設しました 8

森林保険商品改定のお知らせ（令和6年4月以降適用）

森林保険センターでは、令和6年4月以降に保険期間が開始となるご契約について、商品の改定を行います。改定内容についてご理解いただくとともに、引き続き森林保険をご利用いただきますようお願い申し上げます。

森林保険センター 保険業務部長 山崎 準

森林保険はその85年の歴史において、様々な見直しが行われてきました。森林保険が、森林の火災や気象災、噴火災を総合的に補てんする唯一の保険制度としてその役割を果たし、多くの皆様にお役立ていただくためには、環境の変化や消費者ニーズを踏まえ、適切な時期に、適切な内容へと見直す必要があります。

森林保険に限らず、保険には守るべき二つの原則があります。それは、「収支相等の原則」及び「給付反対給付均等の原則」です。見直しの際には、この二つの原則に基づいて、リスクに応じた保険料率の設定を行うこととなります。

保険の二つの原則に基づく見直し

まず、「収支相等の原則」とは、「保険会社における収入保険料の総額と支払保険金の総額は等しくなければならない」という原則です。

保険会社は、保険金を支払うために必要な保険料を集める必要がありますが、この原則は、保険料の総額にその運用益を加えた額（収入）と、お支払いする保険金の総額に業務運営のための必要経費を加えた額（支出）とが相等しくなるよう、妥当な保険料率を算定すべきであることを意味しています。

森林保険では、この原則に従って、過去30年間の事故率をベースに基準となる保険料率を算定しています。

次に、「給付・反対給付均等の原則」とは、「保険契約者が支払う保険料と、保険事故の発生により受け取る保険金の期待値とは、数学的に等しくなければならず、保険料率は危険度に応じて段階的に定めなければならない」という原則で、公平の原則とも言われています。

最近では、山火事や自然災害が全国各地で発生していますが、森林の災害リスクの度合いは地域によって異なるため、全国一律で同じ保険料率にすると不公平が生じてしまいます。

このため、森林保険では、災害リスクの高低にあ

わせた保険料率となるよう、過去10年間の損害率に基づき都道府県のクラス分けを行っています。

森林保険では、近年の自然災害リスクを適正に反映するため、定期的（原則として5年毎）に保険料率を見直すルールとしています。前回の保険料率の改定から令和6年3月末で満5年となりますので、保険数理の専門家の意見も聴きながら、次の5年間（令和6年4月～令和11年3月）に適用される新たな保険料率を定めることとしました。

また、これまで長期契約の契約期間に上限がありませんでしたが、将来の自然災害リスクの変動に対応しやすくするため、長期契約の契約期間に上限年数(20年間)を設定することとしました。

新しい保険料率等、今回の商品改定内容は右ページの
のとおりです。

一部の府県を除き保険料率が下がりますので、この機会に森林保険への加入を是非ご検討ください。

よりよい森林保険に向けて

森林保険は、昭和12年に森林火災国営保険として創設されて以来、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットとして、林業経営の安定、被災地の早期復旧による森林の多面的機能の発揮に大きな役割を果たしてきました。

今後、自然災害の頻発・激甚化がさらに進むことが懸念されるなか、森林保険が果たすべき役割はますます重要となっております。

森林保険センターとしましては、引き続き林業経営の安定や被災地の早期復旧等のお役に立てるよう、保険金の迅速なお支払いなどの被保険者サービスの向上に取り組むとともに、森林所有者の皆様によりお役に立つ森林保険となるよう、今後も適時適切な見直しに努めてまいります。



Point 1

近年の自然災害リスクを適切に反映させた保険料率に改定します。

➡ ほとんどの都道府県において保険料率が下がります。

表1 令和6年4月からの新しい保険料率

クラス	森林の年齢	保険料率（保険金額 1,000 円につき 1 年当たり）			
		針 葉 樹		広 葉 樹	
		（ 現 行 ）	（ 新 ）	（ 現 行 ）	（ 新 ）
A	1 ～ 5 年生	3.43 円	➡ 3.16 円	1.72 円	➡ 1.58 円
	6 年生～	2.57 円	➡ 2.50 円	1.29 円	➡ 1.25 円
B	1 ～ 5 年生	4.29 円	➡ 3.96 円	2.15 円	➡ 1.98 円
	6 年生～	3.22 円	➡ 3.13 円	1.61 円	➡ 1.57 円
C	1 ～ 5 年生	5.36 円	➡ 4.75 円	2.68 円	➡ 2.37 円
	6 年生～	4.03 円	➡ 3.76 円	2.02 円	➡ 1.88 円

表2 令和6年4月からの新しいクラス

Aクラス	茨城県、埼玉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、沖縄県
Bクラス	青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
Cクラス	北海道、岩手県、千葉県、京都府

「クラス」とは

保険事故の発生状況の違いにより保険料率に差を設ける際の保険料率の適用地域区分のことを指し、都道府県を単位として自然災害リスクの低い順にAクラス、Bクラス、Cクラスの3区分としています。

今回の保険料率の改定により、現行と同じクラスとなる都道府県と、現行よりクラスが上がる都道府県では保険料率が下がります。

逆に、現行よりクラスが下がる府県（千葉県、富山県、大阪府、宮崎県）では保険料率が上がります。

Point 2

将来の自然災害リスクの変動に対応できるよう、
長期契約の契約期間に上限年数を設けます。

➡ 契約期間は最長20年間となります。
（満期後のご継続は可能です。）

以上の改定内容は、令和6年4月以降に保険期間が開始する保険に適用となりますが、保険料の見積もりや契約申込書の作成を行う期間を設けるため、令和5年4月から改定商品の販売を開始しております。

お見積り、お申込みは対象の森林が所在する森林組合連合会又は森林組合までお願いいたします。

長 崎 県 森 林 組 合 連 合 会

立て続けに発生する気象災害に、迅速に対応できる体制を
～ICT化を推進し、安全で効率的に損害調査～

長崎県の森林・林業と自然災害

長崎県は、壱岐・対馬・五島など、多くの島々や半島を有する海に囲まれた県で、急峻な山地が多く平坦な土地が少ないのが特徴です。県土の59%、約24万haが森林で、そのうち47%を離島が占めており、離島での木材生産も盛んに行われています。

また、戦後にヒノキ植栽が進められたため、人工林の約7割がヒノキというのも大きな特徴です。この人工林も多くが利用期を迎えており、搬出間伐だけでなく、少しずつ主伐・再造林に移行している段階です。

気候変動による気象災害のリスクが高まるなか、台風の通り道にある長崎県では、台風や記録的な長雨・豪雨でたびたび甚大な被害を受けています。また、三方を海に囲まれた特異な地形により、他県ではあまり見られない海風による潮害を受けやすいのも特徴です。

増えていく気象災害に迅速な対応を

近年では同時多発的に自然災害が発生することが増え、联合会や森林組合の職員が損害調査に追われるようになってきました。また、再造林が少しずつ増え、今までは少なかった新植に関する災害の増加も予想されています。

本県では、全森林組合に森林保険実査業務従事適格者を配置し、自力で損害調査を行えるようにはなっていますが、いずれも事業規模が小さく、联合会職員を含めても少人数のため、災害頻度によっては迅速な対応が難しくなってしまうのではと危惧しています。

被保険者やご契約者の皆様に森林保険を安心してご

利用いただくためには、損害発生時の迅速かつ丁寧な対応が不可欠です。これには、今後増加が見込まれる気象災害に迅速に対応できる体制づくりが急務です。

联合会では、損害調査の効率化につながるよう、ドローンの資格を取得できる講習会を森林組合向けに実施し、森林組合とともにドローンやドローンレーザー等を活用し、ICT化を進めています。

昨年度は、特別警報級の激しい豪雨による水害に見舞われた保険契約地においてドローンによる損害調査を実施しました。土砂流出等のある危険地域に立ち入らずに短時間で調査でき、調査員の安全確保と効率化が両立できたと実感しています。

今後、さらに森林組合との連携を深め、ICT機器を活用した安全で効率的な調査等を通じて被保険者への迅速な対応ができる体制を構築してまいります。そして、そのことが、被保険者やこれから加入を検討される森林所有者への信頼につながると考えています。

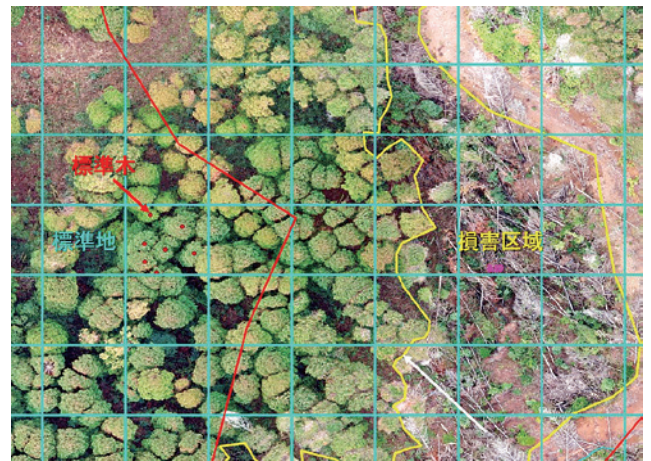
森林保険の加入促進に向けて

ご契約の森林が被災され、保険金を受け取られた方からは「入っていてよかった」との声が寄せられています。森林保険をもっと多くの方にご利用いただくためには、まずは森林保険の存在を知っていただき、自然災害のリスク増加や災害事例などを広くお伝えする必要がありますと感じています。また、県や市町有林の加入率は全国平均より下位にありますが、特に市町には森林経営管理制度を安心して進めていただけるよう、森林保険による災害への備えを呼びかけてまいりたいと考えています。



令和2年の潮害（壱岐市）

32年生のスギ林が台風で海からの激しい潮風を受け、葉が変色し枯損しました。



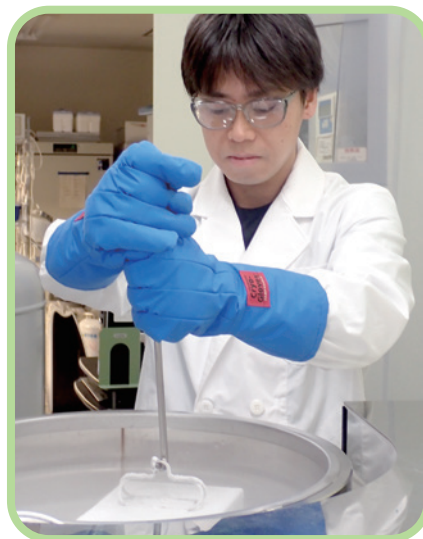
ドローンによる損害調査（水害）

オルソ画像を用いて、被害面積の計測や、被災区域外に設定した標準地において損害区域内の代替地調査を行います。

液体窒素を利用した 樹木の保存研究

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

林木育種センター 遺伝資源部 保存評価課 遠藤 圭太



日本の森林は、さまざまな種類の樹木によって構成されています。林木育種センターでは、それらの多様な樹木を将来も継続して保全できるように、種子や花粉、冬芽などの林木遺伝資源の超低温保存技術の開発に取り組んでいます。

超低温保存技術は、マイナス150℃以下などで細胞や組織を保存する生物の保存方法のひとつです。液体窒素中（マイナス196℃）では、生体成分の活性がほとんど停止するため、保存時の状態を維持してサンプルを半永久的に保存することができます。とても有用な技術のため、医学や農学などの様々な分野で利用されています。樹木の場合は、多くの個体を野外で保存するために広大な土地を必要としますが、超低温保存技術を用いると、とてもコンパクトなスペースにたくさんのサンプルを保存することができます。さらに最近では、汎用の冷凍庫と大差ないランニングコスト（つまり電気代のみ）で利用できるようになってきました。しかし、すべての林木遺伝資源を同一の方法で超低温保存できることはなく、種や組織の違いによる保存サンプルの特性に応じて適した手法を検討する必要があります。

氷点（0℃）以下の温度で、サンプルを生きたまま保存するためには、細胞内での水の凍結を防ぐことが最も重要です。細胞内にできた氷によって、細胞の膜構造が破壊されてしまうためです。成功の鍵は、その致命的ダメージの発生をどのように防ぐか？であり、サンプルごとに試行錯誤して適した方法を見つける必要があります。私たちは、ブナやオガサワラグワなどの種子の長期保

存が課題であった樹木の種子の超低温保存にチャレンジしました。植物種子の超低温保存では、種子が備えている乾燥耐性を利用することが重要であり、保存のための適切な含水率を見極める必要があります。乾燥や凍結試験などを実施して含水率と発芽率の関係を分析した結果、ブナの種子は9～12%の範囲の含水率が最適値であることがわかりました（写真1）。また、絶滅危惧種であり保全技術の開発が緊要であるオガサワラグワでは、種子は非常に高い乾燥耐性を持ち、ほとんど無水状態（含水率が4%）になっても発芽力を維持できるため、12%以下に含水率を調整すれば超低温保存できることがわかりました（写真2）。

地球温暖化などの環境変動の影響で、世界的に生物多様性の減少が危惧されています。超低温保存技術は、失われつつある遺伝資源を確保、保管するために急ピッチで開発が進められている、日進月歩の技術です。私たちも、より多くの日本の樹木を守れるように、林木遺伝資源の超低温保存技術開発を続けていきたいと考えています。

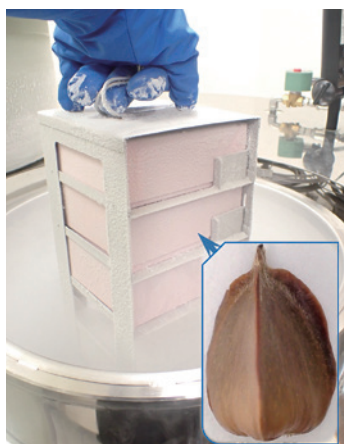


写真1 ブナ種子の超低温保存の様子



写真2 超低温保存した種子から成長した、オガサワラグワ実生

保険金をお支払いした災害の事例

～ 入っていてよかった、森林保険。皆様もご加入ください ～

災害事例 水害

令和2年7月3日から4日にかけて断続的に激しい雨が降り続き、いったんはおさまったものの5日夕方から6日にかけて再び猛烈な雨となった。当該地の水害は、この直後に森林組合職員により確認されたものである。

なお、7月3日から31日にかけての西日本・東日本各地の一連の大雨は、令和2年7月豪雨と命名された。

【事 例】 鹿児島県 公有林

樹種・損害時林齢： **ヒノキ・52年生**
 実損面積 / 契約面積： **0.19ha/5.34ha**
 支 払 保 険 金： **222,300円**

(参考)

ha当たり保険料/年： **3,650円**
 付 保 率： **26%**



／入っちゃってよかった、森林保険。じゃって、入っちゃったもんせ＼

表紙 九州百名山、対馬の^{しらたけ}霊峰白嶽山頂より^{あそうわん}朝茅湾を望む

撮影・文／田中 さゆり(長崎県森林組合連合会)



九州最北端に位置する対馬は、韓国の釜山までわずか50kmの国境の島です。南北に約82km、東西に約18kmと日本で3番目に大きい島で、古くから大陸と日本を繋ぐ重要な窓口として栄えてきました。島の約9割が森林の対馬は雄大で美しい自然に覆われ、ツシマヤマネコなど希少な生物が多く生息しています。

表紙写真の白嶽は、古来より霊峰として崇められている対馬のシンボリックな山で、多くの登山客から愛されてきました。国定公園特別保護区にも指定されている、神秘的な原生林を抜けた先には360度大パノラマの絶景が広がり、気象条件が良ければ韓国の山影も見えるそうです。

周囲に広がる豊富な漁場からは新鮮な魚介類、全国でも評価の高い原木椎茸など、対馬には美味しい魅力もたっぷりです。

自然・文化・食と魅力満載の対馬に、ぜひ遊びに来てみんなね！

災害事例 干害

令和4年7月上旬、森林所有者が下刈りの事前調査に訪れ、枯死被害を発見した。当該地では例年に比べて気温が高く降水量も少なかったことと被害木の状況から、干害によるものと認定された。



【事 例】 京都府 私有林

樹種・損害時林齢： スギ・2年生
実損面積 / 契約面積： 2.79ha/3.07ha
支払保険金： 2,817,900円

(参考)

ha当たり保険料/年： 6,855円(5年契約)

付 保 率： 100%



／入っとなってよかった、森林保険。皆はんもどうぞ入りよしゝ

災害事例 風害

令和2年9月、大型で非常に強い台風第9号が通過した後、森林所有者からの連絡を受けて森林組合担当者が現地を訪れ、風倒木を確認。当該地付近の瞬間最大風速は46.2メートルを観測していた。なお、当該地ではこの台風に続いて大型で非常に強い台風第10号も通過し、各地で建物被害や停電、倒木等の多くの被害が発生した。

【事 例】 長崎県 私有林

樹種・損害時林齢： ヒノキ・63年生
実損面積 / 契約面積： 0.24ha/2.22ha
支払保険金： 243,224円

(参考)

ha当たり保険料/年： 4,062円

付 保 率： 30%



／入っとなってよかった～、森林保険。あんたも入っとなったが良かよ！ゝ

森林保険センター職員人事異動のお知らせ

お世話になりました

令和5年3月30日付

新 職 名	氏 名	前 職 名
退職(4/1～森林保険センター事業専門員)	中村 陽子	保険業務部参事

令和5年3月31日付

新 職 名	氏 名	前 職 名
林野庁国有林野部管理課	山添 晶子	保険経理課長
林野庁林政部木材産業課	寺田 英司	保険業務部参事
全国森林組合連合会	村岡 貴彦	保険推進課課長補佐
林野庁林政部林政課	藤井栄梨子	保険推進課加入促進係長
林野庁森林整備部計画課	小畑 暢	保険業務課保険審査第一係長

令和5年4月1日付

新 職 名	氏 名	前 職 名
森林整備センター東北北海道整備局	水井 一彦	リスク管理室長
森林整備センター監査・コンプライアンス室	村竹 要一	保険推進課長
森林整備センター近畿北陸整備局	水田 正和	保険経理課課長補佐
森林整備センター森林管理部	土屋 利正	保険企画課保険総務係長

よろしくお願いします

令和5年4月1日付

新 職 名	氏 名	前 職 名
リスク管理室長	荻野 周繁	森林整備センター審議役
保険経理課長	石井 努	林野庁林政部林政課
保険推進課長	染谷 学	保険業務部参事
保険総務部参事	久保田尚子	保険企画課課長補佐
保険企画課課長補佐	一丸 博昭	林野庁国有林野部管理課
保険経理課課長補佐	小林 保洋	森林整備センター森林管理部
保険推進課課長補佐	櫻井 映	林野庁関東森林管理局
保険推進課加入促進係長	小田島有沙	保険業務課保険契約係長
保険業務課保険契約係長	安田 美穂	林野庁林政部経営課
保険業務課保険審査第一係長	坂田 晃一	林野庁九州森林管理局
保険推進課保険数理係	新井 紘嗣	保険推進課加入促進係
保険業務課契約管理係	佃 美咲	林野庁四国森林管理局
保険企画課保険総務係	山崎 亜紀	森林整備センター関東整備局

「森林保険チャンネル」を開設しました

森林保険センターでは、3月29日にYouTube公式チャンネルを開設しました。
森林保険に関する情報を、わかりやすく動画でお伝えしてまいりますので、
ぜひご覧ください。

「森林保険チャンネル」 <https://www.youtube.com/@FIC-channel>



第1弾

ご存知ですか？—森林保険—



ドローン撮影による、山火事や台風の被害を受けた森林の映像をお見せしながら、森林保険についてご紹介します。



第2弾

森林保険のご案内



保険金お支払いの対象となる災害、ならない災害や、森林保険に加入できる森林、できない森林などについてアニメーションでわかりやすくご案内します。



災害への備えは十分ですか？

対象となる森林

- 人工林
(苗木の集団)
- 天然林
(人の手が加えられた森林)

委託を受けて整備している森林は、森林所有者の方に安心して預けていただけるよう、万が一の災害に備えて保険に加入しています！

大切に育ててきた山が自然災害に遭って、途方に暮れてしまったけど、被害を受けた木の片付け費用や、再造林の費用を保険金でまかなうことができ、スムーズに復旧することができました！

今後も随時アップしていきますので、ぜひご覧ください。

◀令和5年度森林保険ポスター



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話：044-382-3500 (代表)

FAX：044-382-3514

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>



ホームページ



Facebook